

令和5年度第1回豊山町都市計画審議会

議案別冊

議案第1号

「名古屋都市計画公園の変更について」

- ・名古屋都市計画公園の変更 意見書及び都市計画決定権者の見解

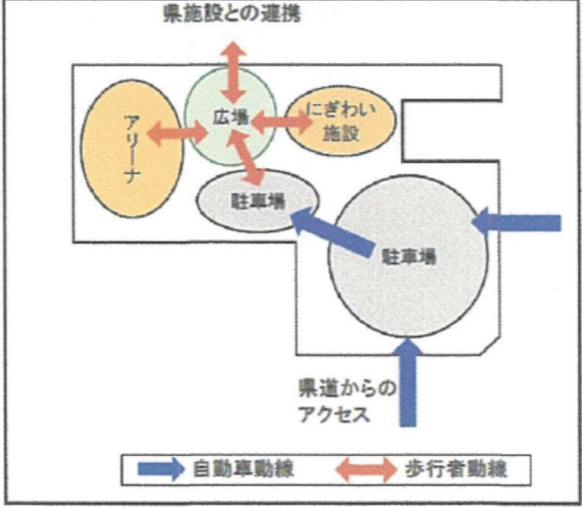
番号	意見書	都市計画決定権者の見解																											
1	<p>令和3年4月に発表した計画エリアを11月に変更し、その後計画内容を発表することのないまま突如令和4年7月にエリアを大幅に縮小する計画を発表した。同年11月には本計画の概用説明会を行ったが、評価に値するような内容とは言えない。県の事業に翻弄されただけで、町は主体性に欠ける対応しか取れていない。地権者への説明もない。町は真摯に受け止め反省する姿勢は見られず、住民軽視の手法である。</p>	<p>今回の都市計画を変更しようとする区域（以下「計画エリア（案）」とします。）及び計画エリア（案）において整備を予定している施設に係るこれまでの計画の説明等の主な経過は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>○令和3年4月18・20・24日</td> <td>計画概要説明会</td> <td>測量範囲の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和3年11月21・25日</td> <td>計画説明会</td> <td>計画エリア（案）の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年7月</td> <td>8月号広報</td> <td>計画エリア（案）の縮小発表</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月3・23日</td> <td>事業計画説明会</td> <td>基本コンセプト（案）の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月19日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>基本コンセプト（案）の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年12月3日</td> <td>町民討議会</td> <td>ワークショップ</td> </tr> <tr> <td>○令和5年2月1～15日</td> <td>パブリックコメント</td> <td>基本コンセプト（案）意見聴取</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月4日</td> <td>都市計画説明会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月11日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">*協議会：上青山地区防災拠点連絡協議会</p> <p>令和3年4月の計画概要説明会では、測量範囲のみを提示しており、同年11月の計画説明会において初めて計画エリア（案）を提示しました。計画説明会の場やそれ以降にいただいた要望書等において地域の皆様から「農地や代替地等を残してほしい」等の御要望をいただいたことを踏まえ、計画エリア（案）を縮小することとしました。</p> <p>計画エリア（案）の縮小に伴い、計画エリア（案）から外れることとなったエリアの地権者の方に対しては、当該エリアから外れることとなった旨と代替地としての利用について愛知県と共に責任と誠意をもって対応を行っております。</p> <p>令和4年11月の事業計画説明会においては、計画エリア（案）において整備する予定の施設についての基本コンセプト（案）を説明させていただいたもので、具体的な整備内容については引き続き、皆様のご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p>	○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示	○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア（案）の提示	○令和4年7月	8月号広報	計画エリア（案）の縮小発表	○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト（案）の提示	○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト（案）の提示	○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ	○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト（案）意見聴取	○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示	○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示
○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示																											
○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア（案）の提示																											
○令和4年7月	8月号広報	計画エリア（案）の縮小発表																											
○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト（案）の提示																											
○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト（案）の提示																											
○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ																											
○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト（案）意見聴取																											
○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示																											
○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示																											
2	<p>本事業が、町にとって都市計画決定をはかるうえで、特別な事項でないはずがない。優良な農地が大幅に一気に消滅してしまう事態である。農作物自給や地産地消の観点や営農者保護などの視点に立つ対応・方針を町は全く示していない。代替地を求める地権者には、最大限の責任と誠意をもってあたる必要がある。</p>	<p>今回の事業によって土地を提供いただく地権者の方のうち営農を引き続き希望される方に対しては、代替地候補地の斡旋を行う等、誠意をもって対応してまいります。</p>																											
3	<p>【概要】 基幹的広域防災拠点において、恒久的に集客が見込めて、賑わい施設を造っても収益を上げられるのは、神明公園エリアだけだと考えます。来訪者用の賑わい施設は神明公園に作り、カフェ、日用雑貨売店等を備えた近隣住民用の賑わい施設を、今回の第2臨空公園エリアに作ることを提案いたします。</p> <p>【意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 航空館ブーン内の展示物を愛知航空ミュージアムに移し航空ミュージアムの展示内容を充実させます。（ブーンの象徴として、1機くらいは残すことは必要と考えます。） (2) 航空館ブーンの空いたスペースを活用して地域名産品の売店・カフェ等を備えた賑わい施設とします。 (3) 航空館ブーン周辺に駐車場を増設します。 (4) 第2臨空公園エリアに南側にカフェ、日用雑貨売店等を備えた近隣住民用の賑わい施設を作ります。 (5) 公園内施設の企画には、町内商工業者・近隣住民・農業者が参加する検討チームを立ち上げるべきと考えます。 <p>【お願い】 本意見書は原文のまま審議会委員に提示いただけますようお願いいたします。</p>	<p>計画エリア（案）において整備を予定している賑わい施設の具体的な機能については、今後ご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p> <p>なお、航空館boonは、今回の都市計画決定の変更に係るエリアではございませんが、公園施設のうち教養施設として整備された施設であり、航空への興味と空への夢を育み、その理解と知識を深めるとともに、航空文化の創造及び航空産業の振興に資することを目的とした公の施設としております。多くの方から愛される施設として今後も内容を充実させる当して利用してまいりたいと考えています。駐車場の配置については、他の駐車場との位置を踏まえ対応してまいります。</p>																											

番号	意見書	都市計画決定権者の見解																						
4	<p>【概要】 上青山地区の人が安全に公園施設を利用できる工夫をしてください。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 現村山工務店前の用水に蓋をして遊歩道として整備していただきたいと考えます。</p> <p>(2) (1)の遊歩道を利用して、歩道橋を設置していただきたいと考えます。</p> <p>(3) (1)の遊歩道は大山川周辺から千松寺西まで延長していただきたいと考えます。</p> <p>(4) 現点滅信号交差点をラウンドアバウト交差点とすることにより町道1号線の1部に歩道が設置されると聞いております。八劔神社の敷地を一部使うことにより、八劔神社鳥居前から千松寺西までの区間を遊歩道でつなぐことが可能になると考えます。</p> <p>(5) ①賑わい施設を右図のような配置に変更する。 ②賑わい施設天井部をオープンデッキとして開放する ③歩道橋とオープンデッキを直結する。</p> <p>①②③前項(4)により上青山地区の人が安全に賑わい施設・避難所（アリーナ）を利用できるようになると考えます。</p> <p>【要望事項】 上青山地区防災拠点連絡協議会は、遊歩道・歩道橋・公園レイアウトの変更・オープンデッキ設置を要望いたします。</p> <p>【お願い】 上青山地区防災拠点連絡協議会では、4月中に本都市計画公園・周辺地区整備に対する提言書をまとめたいと考えております。善処いただけますようお願いいたします。本意見書は原文のまま審議会委員に提示いただけますようお願いいたします。</p> 	<p>計画エリア（案）における公園施設の整備に関して具体的なお意見をいただきました。</p> <p>オープンデッキの整備については、基本コンセプト（案）にある「空を感じられる施設とする」という方向性との親和性もあると考え、検討を進めてまいります。</p> <p>一方、遊歩道や歩道橋の整備については、用地取得や周辺住宅との調整などの課題があるものと考えます。</p> <p>計画エリア（案）における公園施設等の具体的な整備内容については、今後ご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p>																						
5	<p>【概要】 豊山町は本事業計画について、住民の意見を反映させる努力を怠っていると考えます。都市計画審議会の日程を1ヶ月ほど遅らせてでも適切な方法で住民の意見を事業計画に反映させてほしいと考えます。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 町は、「町民討議会、町内事業者及びスポーツ団体ヒアリング、パブリックコメントや計画概要説明会により住民の意見を反映させるために必要な措置をおこなっている。」と主張しています。</p> <p>しかし、それはあくまで素案以前の計画概要（「豊山町上青山地区に防災拠点を作るぞ」という計画概要説明会の内容）に対して行ってただけです。調査の時期をみればそれは明らかです。</p> <table border="1" data-bbox="210 1650 1501 1734"> <tr> <td colspan="4">[愛知県「基幹的広域防災拠点整備」豊山町「避難所等」計画概要説明会]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>R3年4月</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="210 1734 1501 1818"> <tr> <td>1. 町内事業者アンケート</td> <td>30/450</td> <td>(6.6%)</td> <td>R3年8月</td> </tr> <tr> <td>2. 町民アンケート</td> <td>515/2000</td> <td>(25.8%)</td> <td>R3年8月</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="210 1818 1501 1902"> <tr> <td colspan="2">[愛知県「基幹的広域防災拠点整備」豊山町「避難所及び賑わい施設」の事業計画説明会]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R3年11月</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="210 1944 1501 1976"> <tr> <td>[愛知県「基幹的広域防災拠点整備」に関する問計画説明会]</td> <td>R3年12月</td> </tr> </table>	[愛知県「基幹的広域防災拠点整備」豊山町「避難所等」計画概要説明会]							R3年4月	1. 町内事業者アンケート	30/450	(6.6%)	R3年8月	2. 町民アンケート	515/2000	(25.8%)	R3年8月	[愛知県「基幹的広域防災拠点整備」豊山町「避難所及び賑わい施設」の事業計画説明会]			R3年11月	[愛知県「基幹的広域防災拠点整備」に関する問計画説明会]	R3年12月	<p>令和4年11月の事業計画説明会において説明させていただいた、計画エリア（案）において整備する予定の施設についての基本コンセプト（案）は、令和3年度に実施した町民アンケート、令和4年12月の町民討議会でいただいた意見、上青山地区防災拠点連絡協議会様からいただいたアンケート結果等を踏まえて作成したものであり、今回の都市計画の変更案についてもこれを基に作成したものです。</p> <p>計画エリア（案）において整備する予定の施設についての具体的な整備内容については引き続き、皆様のご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p>
[愛知県「基幹的広域防災拠点整備」豊山町「避難所等」計画概要説明会]																								
			R3年4月																					
1. 町内事業者アンケート	30/450	(6.6%)	R3年8月																					
2. 町民アンケート	515/2000	(25.8%)	R3年8月																					
[愛知県「基幹的広域防災拠点整備」豊山町「避難所及び賑わい施設」の事業計画説明会]																								
	R3年11月																							
[愛知県「基幹的広域防災拠点整備」に関する問計画説明会]	R3年12月																							

番号	意見書	都市計画決定権者の見解
	<p>3. スポーツ団体アンケート 13/13 (100%) R3年12月～R4年1月</p> <p>[豊山町都市計画審議会] 議案1号 名古屋都市計画公園の変更について 議案2号 名古屋都市計画教育文化施設の決定について R4年3月</p> <p>[愛知県基幹的広域防災拠点事業、関連事業（河川及び道路）及び豊山町避難所等事業に係る 用地測量説明会] R4年4月</p> <p>[愛知県「基幹的広域防災拠点」に係る周辺道路計画説明会] R4年6・7月</p> <p>[用地測量] R4年7月</p> <p>[豊山町「避難所及び賑わい施設」の整備エリア縮小を広報豊山8月号にて発表 R4年7月</p> <p>4. 町民討議会 31/2000 (1.55%) R4年12月</p> <p>[愛知県基幹的広域防災拠点に係る造成・調整池、大山川調節地等計画説明会] R5年1月</p> <p>5. パブリックコメント 23件/4名 R5年2月</p> <p>[豊山町「避難所及び賑わい施設」に関する都市計画説明会] R5年3月</p> <p>※①アンケート調査は令和3年度に実施されたもので、計画エリアの変更及び現点滅信号交差点構造変更前に実施されています。</p> <p>②スポーツ団体へのヒアリングを除き、回答率は極めて低いと考えます。</p> <p>③スポーツ団体へのヒアリングは行われましたが、文化団体へのヒアリングは行われていません。</p> <p>④青山地区、せめて上青山地区住民に対する意向調査を求めましたが聞き入れてもらえませんでした。</p> <p>⑤令和4年11月以降にも住民アンケートをとる必要があったと考えます。</p> <p>(2) 昨年の5月に上青山地区住民対象のアンケート調査を行い、町長、町議会議員に提出しました。</p> <p>配布411件中回答112件回収率27.3%で町民アンケートより若干多い程度の回収率でしたが、地域の意見が詰まったものであったと自負しております。</p> <p>それをパブリックコメントでも提出しました。</p> <p>「コンセプト案作成にあたり参考とした。」との回答をいただいておりますが、発表されたコンセプト案はアンケート結果からは程遠いものとなっております。</p> <p>その設問の中でも8割近い人が、「町民アンケートの実施対象者選定は不適切」と答えています。</p> <p>【要望事項】 上青山地区防災拠点連絡協議会は、 都市計画審議会開催前に 再度アンケート調査を実施することを求めます。 さらに必要と考えられる時には、計画を変更する勇氣（点滅信号交差点：計画変更のように）をもってほしいと考えています。</p> <p>【お願い】 本意見書は原文のまま審議会委員に提示いただけますようお願いいたします。</p>	

番号	意見書	都市計画決定権者の見解
6	<p>【概要】 豊山町には、町民のための主体性のある計画立案をお願いいたします。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 令和3年4月に発表した計画エリアを11月に変更し、その後計画内容を発表することのないまま突如令和4年7月にエリアを大幅に縮小する計画案を発表し、計画縮小に伴う説明会を実施しないまま、同年11月には本計画の概要説明会を行いました、(その間連絡協議会では、県・町の担当者を招いた勉強会を8回実施し、地域住民の皆様の不安解消に努めてまいりました。)</p> <p>しかし概要説明会の内容は評価に値するような内容ではありませんでした。 町は県の事業に翻弄されただけで、主体性に欠ける対応しか取れていないと考えます。</p> <p>(2) 前項の危惧は令和5年3月実施の、豊山町「避難所・賑わい施設」に関する都市計画説明会においてさらに鮮明となりました。 町の発表では、公園は2.9haの面積を有する近隣公園として整備して駐車場は1.3haになるとのことです。 対する県整備の公園は8.9haの面積を有する総合公園として整備して駐車場は1.2haになるようです。</p> <p>(2)-1 近隣公園とは主として近隣に住居する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを基準として配置する。</p> <p>(2)-2 総合公園とは都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積を10～50haを基準として配置する。</p> <p>(2)-1・2より、町整備の近隣公園は主に徒歩で来場する人を対象とした公園で、県整備の公園は主に自動車を利用して来場する人を対象とした公園であると考えます。 近隣公園の駐車場が総合公園の駐車場より大きくなるということは、総合公園に必要な機能を近隣公園が肩代わりするということになります。</p> <p>(3) 今般の計画は避難所整備を除き町が行わねばならない事業とは到底考えられません。 県の事業の補完的事業を町が担わされていると考えます。</p> <p>(4) 基本コンセプトにある公共交通の整備は、基幹的広域防災拠点事業に伴う事業として本来、県が行うべきであると考えます。 パブリックコメント結果シート4項・11項提案にあるハブ&スポーク・タウンバスや名鉄バス、名古屋市営バス、近隣市のコミュニティーバスなどの相互乗り入れは、豊山町のような小さな自治体が主体として動くのではなく町が要望・提案をい、県が地域観光通のランドデザインを描き、各交通機関の事業主体に働きかけることによってはじめて実現できるものと考えております。 町は基幹的広域防災拠点をチャンスととらえ県に積極的な関与をお願いすべきと考えます。</p> <p>【要望事項】 上青山地区防災拠点連絡協議会は、 愛知県整備の公園の補完施設を造るのではなく豊山町住民のための施設を造ることを要望いたします。</p> <p>【お願い】 上青山地区防災拠点連絡協議会では4月中に本都市計画公園に対する提言案をまとめ</p>	<p>理由書に記載のとおり、今回の都市計画の変更は、住民および来訪者の憩い、レクリエーション、交流の場となる近隣公園として整備を行うことを目的として、そして、整備後は公園を「指定緊急避難場所」として、また公園内に整備する運動施設（体育館）を「指定避難所」に指定し、災害時には地域住民の避難所として活用することを目的とするものです。</p> <p>計画エリア（案）における駐車場は、次のために必要があるものとして整備するものです。</p> <p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画エリア（案）内の体育館等の利用者及び公園への来場者のため ・ 公共交通の結節点機能のため <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本地震等で顕著となった車での避難、車中泊避難のため ・ 仮設住宅の建設用地としてのスペース等のため <p>なお、愛知県防災公園のための駐車場面積を加味したものではありません。</p>

番号	意見書	都市計画決定権者の見解
	<p>たいと考えております。 善処いただけますようお願いいたします。 本意見書は原文のまま審議会委員に提示いただけますようお願いいたします。</p>	
7	<p>【概要】 豊山名産品開発のため、地域住民の意見を聞く機会を設けてください。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 「賑わい施設」では地域農産品を出品することが必要不可欠なことは周知の事実であります。 これまで受け止めようとしてこなかった提言を今からでも検討すべきと考えます。</p> <p>(2) 豊山町商工会に入会している造り酒屋（水谷酒造様）にお願いして、神明・金剛地区の植物酵母を使ったお酒を作っていただき名産品とする事を提案いたします。（私の記憶違いかもしれませんが、水谷酒造の社長様は名城大学の酒造関係のゼミ出身者で上記提案の技術に詳しいはずです。場合によっては名城大学との連携も可能かもしれません。）</p> <p>(3) この地域には小規模ながら良質な作物を出荷している優良農家も存在しております。 このような優良農家と連携した名産品開発も可能と考えます。 大規模農家は生産性向上のため、高価な専用の農業機械を導入することが多いため1種類の作物を連作する傾向があると聞きます。 対して小規模農家は1カ所の畑で季節に応じた多種類作物を作るため、良質な土壌が出来、大規模農家ではできない最良の農産品を作ることができると考えます。</p> <p>(4) 防災拠点事業に絡め、県の支援を引き出すことも可能と考えます。</p> <p>【要望事項】 上青山地区防災拠点連絡協議会は、 地域資源を活かし、地域農家の力を借りた名産品開発を要望いたします。</p> <p>【お願い】 本意見書は原文のまま審議会委員に提示いただけますようお願いいたします。 審議会委員の皆様は、ただ計画に賛成するのではなく、付帯条件を付けるなどして、地域のためになる判断をしていただくことをお願いいたします。</p>	<p>計画エリア（案）において整備を予定している賑わい施設に関しての、名産品開発、地域農産品の出品等についての意見は、基本コンセプト（案）にある「新たな町の魅力創出」という方向性との親和性もあると考え、検討を進めてまいります。</p> <p>計画エリア（案）において整備を予定している賑わい施設における具体的な整備内容については、今後ご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p>
8	<p>【概要】 地域の農家は、豊山町の宝です。</p> <p>【意見】 優良な農地が大幅に一気に消滅してしまう事態にもかかわらず、農作物自給や地産地消の観点や営農地・営農者保護などの視点に立つ対応・方針を町は全く示しておりません。 この地域には小規模ながら良質な作物を出荷している優良農家も存在しております。 このような優良農家を残す配慮は当然として、農家の技術を継承してくれる人材の育成システムも検討していただきたいと考えております。</p> <p>【要望事項】 上青山地区防災拠点連絡協議会は、 農業支援策の検討・農地保全地域の設定を要望いたします。</p> <p>【お願い】 上青山地区防災拠点連絡協議会ではR5年度中に農業支援策の提言案をまとめたいと考えております。 善処いただけますようお願いいたします。</p>	<p>今回の事業によって土地を提供いただく地権者の方のうち営農を引き続き希望される方に対しては、代替地候補地の斡旋を行う等、誠意をもって対応してまいります。</p> <p>なお、営農地や営農者の方々への配慮については、農業委員会等の関係機関と検討を進めてまいります。</p>

番号	意見書	都市計画決定権者の見解																											
	<p>本意見書は原文のまま審議会委員に提示いただけますようお願いいたします。</p> <p>【概要】 町はそもそも誰のための施設を作ろうとしているのか？疑問を感じます。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 施設整備、維持管理、運営において、民間事業者のノウハウを利用することが最優先されており、計画の一部にでも住民を参画させるような検討会はなく、住民参加を拒否しているのではないかと考えてしまいます。 住民らを全く信用していない事の表れであると考えます。</p> <p>(2) パブリックコメント結果シートP3・15項の回答には怒りすら覚えます。 地域住民の利用に配慮されていないとのコメントに対し、「道路からアクセスしやすい場所に駐車場を設けるなど、総合的に勘案し、現在の施設配置となりました。駐車場への乗り入れ口は、今後公安委員会等と協議し、設置位置を検討してまいります。」との回答でした。徒歩で来場する地域住民の利便性は考えないとの回答と理解しました。</p> <p>(3) パブリックコメント資料 「豊山町避難所・賑わい施設基本コンセプト(案)」 3.3.2配置方針 方針2には「地域住民が避難しやすいように敷地外からアリーナ施設にアクセスするための歩行者動線の整備を行いますとありますが、方針3の説明図(図表3.4)を見ると、徒歩で来場する人の歩行者動線は示されておりません。自動車での来訪者の動線が示されているだけです。</p> <p>【要望事項】 上青山地区防災拠点連絡協議会は、外部の人の意見だけを聞くのではなく、地域で暮らしこれからも生活を続けることになる地域住民の意見を聞き、住民のための施設を作りたいと要望いたします。</p> <p>【お願い】 上青山地区防災拠点連絡協議会では、4月中に本都市計画公園に対する提言案をまとめたいと考えております。 善処いただけますようお願いいたします。 本意見書は原文のまま審議会委員に提示いただけますようお願いいたします。</p>	<p>理由書に記載のとおり、今回の都市計画の変更は、住民および来訪者の憩い、レクリエーション、交流の場となる近隣公園として整備を行うことを目的として、そして、整備後は公園を「指定緊急避難場所」として、また公園内に整備する運動施設(体育館)を「指定避難所」に指定し、災害時には地域住民の避難所として活用することを目的とするものです。</p> <p>計画エリア(案)において整備する予定の施設についての具体的な整備内容については引き続き、皆様のご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p> <p>なお、現在の参考図の施設配置については徒歩での来場者の安全性や利便性を総合的に勘案したものであります。</p>																											
9	<p>図表 3.2 ソーニングと動線のイメージ</p>  <p>図表 3.2 ソーニングと動線のイメージ</p> <p>県施設との連携</p> <p>アリーナ</p> <p>広場</p> <p>にぎわい施設</p> <p>駐車場</p> <p>県道からのアクセス</p> <p>自動車動線</p> <p>歩行者動線</p>	<p>計画エリア(案)及び計画エリア(案)において整備を予定している施設に係るこれまでの計画の説明等の主な経過は以下のとおりであり、適宜公表してきました。</p> <table border="1"> <tr> <td>○令和3年4月18・20・24日</td> <td>計画概要説明会</td> <td>測量範囲の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和3年11月21・25日</td> <td>計画説明会</td> <td>計画エリア(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年7月</td> <td>8月号広報</td> <td>計画エリア(案)の縮小発表</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月3・23日</td> <td>事業計画説明会</td> <td>基本コンセプト(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月19日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>基本コンセプト(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年12月3日</td> <td>町民討議会</td> <td>ワークショップ</td> </tr> <tr> <td>○令和5年2月1～15日</td> <td>パブリックコメント</td> <td>基本コンセプト(案)意見聴取</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月4日</td> <td>都市計画説明会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月11日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> </table>	○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示	○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア(案)の提示	○令和4年7月	8月号広報	計画エリア(案)の縮小発表	○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト(案)の提示	○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト(案)の提示	○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ	○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト(案)意見聴取	○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示	○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示
○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示																											
○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア(案)の提示																											
○令和4年7月	8月号広報	計画エリア(案)の縮小発表																											
○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト(案)の提示																											
○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト(案)の提示																											
○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ																											
○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト(案)意見聴取																											
○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示																											
○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示																											
10	<p>【概要】 豊山町には本事業の変更・進捗状況などは適時公表していただくことを要望いたします。</p> <p>【意見】 「ラウンドアバウト交差点」の設置について、都市計画説明会では、明解に示した図面の提示や十分な説明を避けておいて、図書縦覧資料には添付するような態度は言語道断であるとかんがえます。 町としても交差点南側までは影響しないことを前提に交差点の改善の必要があるとして県に要望書を提出した以上、少なくとも地域住民に仔細を説明する責任があると考えます。 情報を先んじて有する町議会有志議員も同様である。</p>																												

番号	意見書	都市計画決定権者の見解																											
		<p style="text-align: right;">*協議会：上青山地区防災拠点連絡協議会</p> <p>令和5年3月4日の都市計画説明会における資料は、計画エリア（案）の整備イメージをお示しするための資料であったことから、当該整備イメージを配布するA4サイズの資料において最大限大きく掲載した図面としたものです。</p> <p>なお、町としても計画エリア（案）南西の交差点の形状をラウンドアバウト交差点とすることに関して要望をいたしました。交差点南側では影響しないことを前提として交差点の改善の必要があるとして県に要望書は提出していません。</p> <p>ラウンドアバウト交差点の詳細な設計については、現在愛知県と愛知県公安委員会で協議中であり、詳細な部分が決まりましたら、愛知県とともに説明を行う予定です。</p>																											
11	<p>【概要】 豊山町は本計画変更について、住民の意見を反映する意思が感じられません。都市計画審議会開催前に公聴会開催等、住民意見反映の機会を設けることを要望します。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 県との事前協議（事前協議回答は3月10日）を都市計画説明会開催日以前の2月16日に行ったことは、都市計画説明会以前に既に原案を作成して県との事前協議を行ったことになり、手続き手順に大きな逸脱があると考えます。</p> <p>(2) 本年3月4日に、法律に基づく都市計画説明会を実施したわずかその9日後に図書縦覧・意見書提出期間を設定したことは“計画のゴリ押し”と考えます。 これでは、説明会自体が計画の素案に住民らからの意見を受け止め反映させる機会にはなりません。 形だけの都市計画説明会を行っただけのものであり、住民らを愚弄する行為だと考えます。</p> <p>(3) 令和4年11月3日（木）・令和4年11月23日（水）開催の『豊山町避難所・賑わいし施設事業計画説明会』において都市計画決定手続きのスケジュールについては、昨年度の件のエリアと同様の手法・スケジュールで実施するといっていました。守られておりません。 県の手法・スケジュールになぞるのであれば、事業説明会后1ヶ月以上の時間において図書縦覧→都市計画審議会→都市計画決定となるべきと考えます。（県計画時は公聴会こそありませんでしたが、図書縦覧前に、地域有志に意見を聞く会も開催されたと記憶しております。）</p> <p>(4) 都市計画法第16条（公聴会の開催等）1項には 「都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とあり、 さらに2項には 「都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。」とあります。 又、都市計画法第十八条の二（市町村の都市計画に関する基本的な方針）2項には 「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と『必要があると認めるとき』が消え、さらに踏み込んだ表現となっております。</p>	<p>今回の都市計画の変更に係る手続（令和3年11月に計画説明会を実施したこと、令和4年2月16日に県と事前協議を行ったこと、都市計画説明会を広報により周知したこと、同年3月4日に都市計画説明会を開催したこと及び同年3月13日から都市計画の変更について縦覧したこと）について、法令違反はもちろん、趣旨及び目的を逸脱したような行為はありません。</p> <table border="0"> <tr> <td>○令和3年4月18・20・24日</td> <td>計画概要説明会</td> <td>測量範囲の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和3年11月21・25日</td> <td>計画説明会</td> <td>計画エリア（案）の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年7月</td> <td>8月号広報</td> <td>計画エリア（案）の縮小発表</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月3・23日</td> <td>事業計画説明会</td> <td>基本コンセプト（案）の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月19日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>基本コンセプト（案）の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年12月3日</td> <td>町民討議会</td> <td>ワークショップ</td> </tr> <tr> <td>○令和5年2月1～15日</td> <td>パブリックコメント</td> <td>基本コンセプト（案）意見聴取</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月4日</td> <td>都市計画説明会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月11日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">*協議会：上青山地区防災拠点連絡協議会</p> <p>なお、都市計画法第16条第2項における「地区計画等」とは「地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画」を指しているものであり、これは他の都市計画より細かい土地利用、施設等に関する計画を策定することから、定められた項であることから、今回の都市計画公園の変更には当たりません。</p> <p>また、都市計画法第18条の2の規定については都市計画マスタープラン等の策定の際の手続について言及しているものであり、今回の都市計画公園の変更には当たりません。</p> <p>計画エリア（案）において整備する予定の施設についての具体的な整備内容については引き続き、皆様のご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p>	○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示	○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア（案）の提示	○令和4年7月	8月号広報	計画エリア（案）の縮小発表	○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト（案）の提示	○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト（案）の提示	○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ	○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト（案）意見聴取	○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示	○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示
○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示																											
○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア（案）の提示																											
○令和4年7月	8月号広報	計画エリア（案）の縮小発表																											
○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト（案）の提示																											
○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト（案）の提示																											
○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ																											
○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト（案）意見聴取																											
○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示																											
○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示																											

番号	意見書	都市計画決定権者の見解																											
	<p>第11版都市計画運用指針ではP32・P331「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置」としては、例えば、地区別に関係住民に対しあらかじめ原案を示し、十分に説明しつつ意見を求め、これを積み上げて基本方針の案を作成し、公聴会・説明会の開催、広報誌やパンフレットの活用、アンケートの実施等を適宜行うことが望ましい。</p> <p>と表現されており、連絡協議会が求めてきた意見交換会は基本方針作成時に必要なものと考えます。</p> <p>R4年11月開催の説明会において町長は『今回のような地権者や町民向けの説明会、12月の町民討議会議、昨年度のアンケート、地区の協議会の勉強会などの場で、皆様のお話を聞いています。今後も、いつでもご意見をお聞きする姿勢で事業を進めていきます。』と回答しております。</p> <p>しかし、説明会直後に改めて意見交換会を、求めたところ『町民討議会後、案が出来た後に考える。』と拒否されました。</p> <p>直接影響を受ける地域住民の意見を聞こうとしない町長の姿勢は、都市計画法を無視する行為であると考えます。</p> <p>【要望事項】 上青山地区防災拠点連絡協議会は、 都市計画審議会開催前に 公聴会を開催することを求めます。さらに必要と考えられるときには、計画を変更する勇気(点滅信号交差点:の計画変更のように)を持って欲しいと考えます。</p> <p>【お願い】 本意見書は原文のまま審議会委員に提示いただけますようお願いいたします。</p>																												
12	<p>【概要】 事業主体の皆様には、県の「基幹的広域防災拠点整備に係る都市計画決定」の失敗を繰り返すことがないようにお願いいたします。</p> <p>【意見】 県の基幹的広域防災拠点整備に係る都市計画決定を町が行った際に、住民らからの指摘を真摯に受け止め反省も活かそうとする姿勢は見られず、住民軽視・不在の手法であると考えております。</p> <p>住民軽視・不在の手法で押し進められた県の計画においては、点滅信号交差点が逆L字交差点から、ラウンドアバウト交差点に変更することとなりました。</p> <p>1度決まったことを変更するという英断(あえて英断と言わせていただきます。)をし、多大な努力をされた事業主体の皆様には敬意を表します。</p> <p>しかし、その英断により新たに影響を受けることになる方が見えることも事実です。その方々が、不利益を被ることのないよう、事業主体の皆様にはさらなる努力をお願いするしかありません。</p> <p>【要望事項】 上青山地区防災拠点連絡協議会は、 都市計画審議会開催前に計画を変更する勇気(点滅信号交差点:の計画変更のように)を持って欲しいと考えます。</p> <p>【お願い】 本意見書は原文のまま審議会委員に提示いただけますようお願いいたします。</p>	<p>計画エリア(案)及び計画エリア(案)において整備を予定している施設に係るこれまでの計画の説明等の主な経過は以下のとおりであり、適宜、住民・地権者の皆様からのご意見をいただき、また、質問等に回答してきましたし、都市計画の変更に関して必要な手続を行ってきました。</p> <table border="0"> <tr> <td>○令和3年4月18・20・24日</td> <td>計画概要説明会</td> <td>測量範囲の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和3年11月21・25日</td> <td>計画説明会</td> <td>計画エリア(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年7月</td> <td>8月号広報</td> <td>計画エリア(案)の縮小発表</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月3・23日</td> <td>事業計画説明会</td> <td>基本コンセプト(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月19日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>基本コンセプト(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年12月3日</td> <td>町民討議会</td> <td>ワークショップ</td> </tr> <tr> <td>○令和5年2月1～15日</td> <td>パブリックコメント</td> <td>基本コンセプト(案)意見聴取</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月4日</td> <td>都市計画説明会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月11日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">*協議会：上青山地区防災拠点連絡協議会</p> <p>計画エリア(案)において整備する予定の施設についての具体的な整備内容については引き続き、皆様のご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p>	○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示	○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア(案)の提示	○令和4年7月	8月号広報	計画エリア(案)の縮小発表	○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト(案)の提示	○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト(案)の提示	○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ	○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト(案)意見聴取	○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示	○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示
○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示																											
○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア(案)の提示																											
○令和4年7月	8月号広報	計画エリア(案)の縮小発表																											
○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト(案)の提示																											
○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト(案)の提示																											
○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ																											
○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト(案)意見聴取																											
○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示																											
○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示																											
13	<p>【概要】 計画変更により除外されたり、計画エリア外だったにも係わらず新たに移転が必要になった地域の住民への配慮も必要です。</p>	<p>計画エリア(案)の縮小に伴い、計画エリア(案)から外れることとなったエリアの地権者の方に対しては、当該エリアを除外した旨と代替地候補地について愛知県と共に責任と誠意をもって対応を行っております。</p>																											

番号	意見書	都市計画決定権者の見解																											
	<p>【意見】 金剛地区の当初より計画エリアから除外した一部地域の住民・地権者らへのあらためて合理的な説明や、駐車場エリアとしての計画を公表しながらキャンセルした地域の地権者らへの誠意ある対応の必要性について全く言及がない。 今後の対応策等について明らかにするとともに、代替地等利用にあたっては最大限の責任と誠意をもってあたる必要があると考えます。 又、公園エリアではありませんが、点滅信号交差点の構造変更により新たに移転が必要となる地域の住民への配慮も必要と考えます。 点滅信号交差点地域には借家も存在します。 持ち家の方は移転補償が充分であれば生活再建は可能と考えますが、借家の方は移転後家賃が高くなる可能性が高いと考えます。 移転後生活が困窮する事態が発生しないよう十分な配慮をお願いいたします。本</p> <p>【お願い】 意見書は原文のまま審議会委員に提示いただけますようお願いいたします。</p>	<p>今回の都市計画決定により移転が必要となる地域の住民の方については、十分な配慮をもって対応してまいります。</p>																											
14	<p>都市計画法上の手続きに関して</p> <p>(1)都市計画説明会(本年3月4日)を実施したその僅か9日後に図書縦覧・意見書提出を開始するスケジュール設定は、「都市計画説明会」を行う趣旨及び目的からしても逸脱している。</p> <p>(2)このスケジュールでは、説明会における住民らからの意見などを町が検討し計画(図書)に反映しようにも、物理的・時間的にも対応することは困難である。説明会を行う前から町にはそうしようとする姿勢はなかったことになる。</p> <p>(3)住民らがこのスケジュール設定は意図的であると反応し、仮に手続きの差し止め請求を求めようにも時間的に困難である。都市計画決定の手続きにおいて、決定権限者である町がこうしたことを行ってはならない。</p> <p>(4)都市計画決定に係る県との事前協議(2月16日)を都市計画説明会開催日以前に行い、説明会開催後の3月10日にその回答を得て、翌週月曜日13日から図書縦覧を開始する手順も、説明会を形式上開催するだけであることを表している。広報3月号の開催にあたっての案内文の通り、まさに「住民の意見は聞く」だけの場となっている。たとえ予備的協議としても、意見を汲み取り計画に反映(変更)する意図が最初からなかったこうした町の姿勢は、都市計画審議会は勿論のこと、町議会でも問われねばならない。</p> <p>(5)町はそれでも意見を反映させようとする態度で説明会に臨んだと言うのであれば、スケジュール設定にあたっての合理的説明とともに、住民の意見などから実際に何を聴取し、どのような検討を行い計画(図書)に反映させたか、見解書に明らかにする必要がある。そして、都市計画法及びその運用指針に則って、都市計画審議会に報告・説明する責務がある。</p> <p>(6)「広報3月号」だけでのしかも通り一片の説明会開催案内は、先の県の計画の都市計画説明会開催案内の際の反省は全く活かされておらず、その際よりも更に後退してしまっている。当日の極めて少ない参加者数の一因にもなっている案内方法は、検証が必要なはずである。</p> <p>※①以上のことから、都市計画説明会は形式的に行われただけのものであり、意図的にとも言える。都市計画法上の手続きは、そもそも国民の財産権が一方的に侵害されないよう担保するためのものである。法第16条第1項の趣旨に反していることは明らかなことから、改めての手続きが必要である。本計画が公園計画の変更であるとしようとも、手続きを簡略化したり説明会を形骸化してしまえば住民や地</p>	<p>今回の都市計画の変更に係る手続(令和3年11月に計画説明会を実施したこと、令和4年2月16日に県と事前協議を行ったこと、都市計画説明会を広報により周知したこと、同年3月4日に都市計画説明会を開催したこと及び同年3月13日から都市計画の変更について縦覧したこと)について、法令違反はもちろん、趣旨及び目的を逸脱したような行為はありません。なお、これら手続に関する差止請求の制度はございません。</p> <p>計画エリア(案)及び計画エリア(案)において整備を予定している施設に係るこれまでの計画の説明等の主な経過は以下のとおりであり、適宜、住民・地権者の皆様からのご意見をいただき、また、質問等に回答してきました。</p> <table border="0"> <tr> <td>○令和3年4月18・20・24日</td> <td>計画概要説明会</td> <td>測量範囲の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和3年11月21・25日</td> <td>計画説明会</td> <td>計画エリア(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年7月</td> <td>8月号広報</td> <td>計画エリア(案)の縮小発表</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月3・23日</td> <td>事業計画説明会</td> <td>基本コンセプト(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月19日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>基本コンセプト(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年12月3日</td> <td>町民討議会</td> <td>ワークショップ</td> </tr> <tr> <td>○令和5年2月1～15日</td> <td>パブリックコメント</td> <td>基本コンセプト(案)意見聴取</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月4日</td> <td>都市計画説明会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月11日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">*協議会：上青山地区防災拠点連絡協議会</p> <p>計画エリア(案)において整備する予定の施設についての具体的な整備内容については引き続き、皆様のご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p>	○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示	○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア(案)の提示	○令和4年7月	8月号広報	計画エリア(案)の縮小発表	○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト(案)の提示	○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト(案)の提示	○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ	○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト(案)意見聴取	○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示	○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示
○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示																											
○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア(案)の提示																											
○令和4年7月	8月号広報	計画エリア(案)の縮小発表																											
○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト(案)の提示																											
○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト(案)の提示																											
○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ																											
○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト(案)意見聴取																											
○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示																											
○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示																											

番号	意見書	都市計画決定権者の見解																
	<p>権者、地域から離反したものとなり、事業が完工した後にまでも大小さまざまな弊害を及ぼしかねないことにもなる。完工したところで、住民らの計画への合意形成と事業の遂行に、町が誠意と責任をもって取組んだ成果であるなどとは言えなくなってしまう。50年前後もの長きにわたり住み慣れ親しんできた住宅者や、先人が努力して築き上げてきた優良な農耕作地を引き継ぐ地権者が、公共の福祉増進に寄与するとする目的に協力し、用地として提供しようとしていることなど、町は眼中にもなくすっかり忘れられてしまっているようである。この都市計画が、50周年を迎えた町と町行政の今と未来に汚点を残しかねない取組み方をしているのではない。</p> <p>※②また、住民は都市計画制度をはじめ、都市計画に関する知識を有しないので、町が示すこうした一連の手続きを疑問視することはない。このことは、住民を欺くまでの行為として、町の責任は極めて大きく重い。</p> <p>※③地方公共団体が地域住民に対して都市計画制度についての理解を深めると同時に、計画に参画しやすい環境の整備に資するよう都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めることが肝要であるとする法の趣意から、上記※①②も看過されるようなことがあってはならない。</p> <p>(7)町が住民からの意見を求めてきた町民討議会議・町内事業者及びスポーツ団体ヒアリング・町民アンケート・計画概要説明会は、計画の素案作りの前段階、いわば構想作りに向けて行われたものである。都市計画説明会で示した計画案に対する意見・意向の聴取も必要であり、十分ではなかった。</p> <table border="0" data-bbox="296 945 1335 1113"> <tr> <td>町民討議会議</td> <td>31/2,000</td> <td>(1.55%)</td> <td>R3.8実施</td> </tr> <tr> <td>町内事業者</td> <td>30/450</td> <td>(6.6%)</td> <td>R3.8実施</td> </tr> <tr> <td>スポーツ団体</td> <td>13/13</td> <td>(100%)</td> <td>R3.12~R4.1実施</td> </tr> <tr> <td>町民アンケート</td> <td>515/2,000</td> <td>(25.8%)</td> <td>R3.8実施</td> </tr> </table> <p>※①PCを除き上記の聴取は令和3年度に実施され、計画エリア変更前に行われたものばかりで、住民参加の視点からは不十分で実効性のあるものとは言えない。</p> <p>※②スポーツ団体へのヒアリングを除き、回答率は極めて低い。町民アンケートについては、町の最上位に位置づけられる総合計画審議会(R4開催)の席上、学識経験者選出委員から、回答率の低さやアンケート項目設定の仕方等についての質疑があったことも付記する公正な見解書の作成が求められる。</p> <p>※③文化団体へのヒアリングは行われていない。新たな避難所(アリーナ)を現在の社教センターの代替施設とするのか、併用して利用できるのかなどの方向性が示されていない段階に、文化団体へのヒアリングがなかったことも意見聴取が十分に行われたとは言えない。</p> <p>※④計画エリア変更後の住民アンケート等は行われていない。</p> <p>※⑤計画エリア周辺住民へのアンケートを再三求めてきたが、行われていない。</p> <p>※⑥町も同意し設立された上青山地区協議会では、令和4年に地区住民を対象に「避難所・賑わい施設」に関するアンケートを実施した。回答率では町のを上回り、質問も具体的で地域の現状や住民の関心・要望を踏まえたものと評価された。同会は町にその集計結果を提出・報告したが、活用されたとは言えない。</p> <p>※⑦PCにおける意見の聴取は、計画エリア変更後に住民らが期待するような情報提供されたうえでのものではなく、計画への理解がすすみ周知されている状況下で行われたものでもない。また、意見の求め方についても上記1.(6)と同じで、実効性があるものではなかった。</p> <p>(8)上記までのこととあわせ、図書縦覧期間の終了(3/27)から都市計画審議会(4月中旬と</p>	町民討議会議	31/2,000	(1.55%)	R3.8実施	町内事業者	30/450	(6.6%)	R3.8実施	スポーツ団体	13/13	(100%)	R3.12~R4.1実施	町民アンケート	515/2,000	(25.8%)	R3.8実施	
町民討議会議	31/2,000	(1.55%)	R3.8実施															
町内事業者	30/450	(6.6%)	R3.8実施															
スポーツ団体	13/13	(100%)	R3.12~R4.1実施															
町民アンケート	515/2,000	(25.8%)	R3.8実施															

番号	意見書	都市計画決定権者の見解																											
	<p>する)開催までの期間の短さにも住民の意見を尊ぶようには思われぬ。ここにも住民軽視の町の姿勢が見て取れる。都市計画審議会開催には、開催日の5日前までに各審議委員に対して開催の通知や議事とともに、資料を配布しなければならないことが町の同施行規則に定められている。その資料は事前に会長の承認があることから、そのためや町の見解書決定に至るまでの検討や郵送等の時間を差し引いたら、担当部署での意見書の整理・精査・見解の作成などの時間がどれほど確保されるか甚だ疑問である。意見書の提出はあっても僅かだと踏んでの手続き設定ではないかなどの憶測が飛び交っている。このことについても誠意ある説明を求める。審議会開催は少なくとも1ヶ月以上後にすべきである。</p>																												
15	<p>計画の進め方に関して</p> <p>(1) 県の基幹的広域防災拠点整備に係る都市計画決定の際に、住民ら有志が町に対し申し入れた要望に「真摯に受け止め今後の取組みに活かす」とした決意は疾うに忘れ去られ、住民・地権者らに理解を求め寄り添おうとする態度や姿勢は見られない。</p> <p>(2) 町は都市計画エリアを決定することだけに注力するばかりで、住民を軽んじ高圧的であり、説明責任を果たそうとしていない。このことで町への信頼感が揺らぎ、無力感からか諦めかけてしまっていたり、関心をなくしてしまっている住民は多い。</p> <p>(3) 上青山地区協議会を中傷し、直接・間接にも同組織・会員の分断を謀るような言動のあった事実を、町は明らかにし糺す責任がある。同じことが町議会や同審議会にも求められる。</p> <p>(4) 令和3年4月発表の計画エリアを同年11月に変更、その後計画する内容を発表することのないまま、突如8か月後の令和4年7月に駐車場エリアの大幅縮小変更を発表。同年11月には計画の概要説明会が行われたものの、「2年近くの長い年月を費やし、庁内にPTを設置してもこの程度か、住民にはこの内容しか提供できないのか」といった町の無策ぶりや後ろ向きな情報提供への姿勢は、「県と県の事業に翻弄された結果だ」が、住民の町への失望感は決して少なくない。</p> <p>(5) 町は本事業を進めるにあたって、主体性に欠ける不誠実な対応しか取れていない。</p> <p>(6) 町は県に従って、施設整備・維持管理・運営に民間事業者のノウハウを利用することを最優先する手法を取り入れるあまりに、時代の要請としても導入が求められる住民参画に町は目を背け、極めて消極的な態度である。令和4年度のエリア変更後の計画検討に際し、住民が参加する検討会を再三要望したが設置しないことは、町が住民を信頼していない、軽視していることの表れであるといえる。このことは、本事業にあたって町長や幹部が度々発する言葉とは全く裏腹で、時代錯誤ともいえる事業の進め方である。</p> <p>(7) 都市計画は地域住民にとって最も身近であり、土地所有者等に具体的な制限・負担が課せられる場合があることから、土地の所有者等の利害関係者から意見を求めて作成することに加え、町の条例で住民または利害関係人から地区計画等の決定の案となるべき事項を申し出る方法について定めることができることとされている(計画等の作成における住民参加を実効性あるものとするを目的とした法第16条第3項)。町自体に住民参加を求め促す主体的な姿勢がありさえすれば、条例も定めることで身の回りの公共空間(公園・賑わい施設など)の創出などに加わることができ、住民らが今抱える閉塞感は大幅に減衰しているはずである。この条例制定の情報提供すら住民らに知らしめようとしなかったことについても、見解書に加え同審議会へ説明しなければならない。町議会にも別途の対応が求められる。</p> <p>(8) 当初計画の変更(R4.11)以前も以後も本計画の具体的な内容を住民に示さなかったり、エリア変更を余儀なくされた要因を、県と県の事業展開によるものとする声は多</p>	<p>計画エリア(案)及び計画エリア(案)において整備を予定している施設に係るこれまでの計画の説明等の主な経過は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>○令和3年4月18・20・24日</td> <td>計画概要説明会</td> <td>測量範囲の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和3年11月21・25日</td> <td>計画説明会</td> <td>計画エリア(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年7月</td> <td>8月号広報</td> <td>計画エリア(案)の縮小発表</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月3・23日</td> <td>事業計画説明会</td> <td>基本コンセプト(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月19日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>基本コンセプト(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年12月3日</td> <td>町民討議会</td> <td>ワークショップ</td> </tr> <tr> <td>○令和5年2月1～15日</td> <td>パブリックコメント</td> <td>基本コンセプト(案)意見聴取</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月4日</td> <td>都市計画説明会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月11日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">*協議会：上青山地区防災拠点連絡協議会</p> <p>令和3年4月の計画概要説明会では、測量範囲のみを提示しており、同年11月の計画説明会において初めて計画エリア(案)を提示しました。計画説明会の場やそれ以降にいただいた要望書等において地域の皆様から「農地や代替地等を残してほしい」等の御要望をいただいたことを踏まえ、計画エリア(案)を縮小することとしました。</p> <p>なお、都市計画法第16条第2項における「地区計画等」とは「地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画」を指しているものであり、これは他の都市計画より細かい土地利用、施設等に関する計画を策定することから、定められた項であることから、今回の都市計画公園の変更には当たりません。</p> <p>計画エリア(案)において整備する予定の施設についての具体的な整備内容については引き続き、皆様のご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p>	○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示	○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア(案)の提示	○令和4年7月	8月号広報	計画エリア(案)の縮小発表	○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト(案)の提示	○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト(案)の提示	○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ	○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト(案)意見聴取	○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示	○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示
○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示																											
○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア(案)の提示																											
○令和4年7月	8月号広報	計画エリア(案)の縮小発表																											
○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト(案)の提示																											
○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト(案)の提示																											
○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ																											
○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト(案)意見聴取																											
○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示																											
○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示																											

番号	意見書	都市計画決定権者の見解																											
	<p>い。また、変更に加え県と事業の完工予定に合わせる縛りが町の事業計画に混乱と遅滞をもたらし、主体性をもなくさせ、住民不在となった捉える地域住民は決して少なくない。町幹部の「町と町の将来に対する思い入れや意気込み、地方自治事務に対する姿勢」が厳しく問われてたものであるといえる。今後事業を進めていくうえでも、日々の行政の運営においても大切に重要であるので、その見識を求めたい。また、町議会に対しても、今回の事業に対し有する役割や責任の観点から、同様に求めていきたい。</p>																												
16	<p>計画に関して</p> <p>(1) 計画の施設は平常時の使用頻度が高いのに、住民らが安心を少しでも思い描けるほどの計画の具体像は示されておらず、諸情報の提供も限定的であることから、住民の計画への理解は乏しく周知にはほど遠い。</p> <p>(2) 「住民不在」の計画が住民の関心の低さの一因になっていることから、町の明確な認識と対応を求めたい。</p> <p>(3) 計画は避難所整備を除き、町が行わねばならないような事業とは言えず、県の事業を町が補完することを担わされているように見える。</p> <p>(4) 基本コンセプトにある公共交通の整備は、基幹的広域防災拠点事業に伴い県が本来行うべき事業である。ロータリー設置などについて一歩踏み込んだ具体的な計画についての提示は当然必要である。</p> <p>(5) 駐車場スペースを、当初予定からほぼ半減させても実現する施設計画の合理的説明がない。</p> <p>(6) 計画エリア周辺に及ぼす自然環境・生活環境の影響についての評価とその対応についての検討・言及が全く示されないのは、都市計画としては不十分である。</p> <p>(7) 計画エリア内に生活道路を残すよう求めてきたが、全く言及がない。</p> <p>(8) 神明公園内外と一連の生活道路を地域住民や域外からの多くの人々が日々の散歩コースとして利用していることを把握し、代替若しくは新設を県と協議・検討しているか。</p> <p>(9) 「ラウンドアバウト交差点」設置について、都市計画説明会では詳細な図面の提示や十分な説明を避けておいて、縦覧図書には添付する態度は理解できない。その理由は明確に説明されなければならない。</p> <p>(10) 町としても、ラウンドアバウト設置を交差点南側までは影響しないことを前提に、点滅信号交差点改善の必要があるとして県に要望した以上は、前提条件に適った設置を図るよう改めての要望書と申し入れを県にしなければならない。そして、地域住民を対象に設計を完了する前に仔細を説明する責任と、実現に向け最大限の誠意をもった対応が町と県には必要である。同交差点の要望を地区協議会に先んじて県に行い、同交差点設置の情報を既に得ていた町議会有志議員にも、町民に対する責任ある対応が必要である。</p> <p>(11) 町の事業は県の防災拠点事業施設と併せれば面積においても、景観面においても地域を一変させるので、施設周辺地域にもたらす恐れのある自然災害の影響度合いを明らかにし、対策を講じ実施しなければならない。</p> <p>(12) 住民の使い勝手や利便性の観点から、新設県道を挟んだ施設相互の徒歩による往来と周辺地区から施設への導入経路となる横断歩道(橋)、各施設の連結路などの位置や様態などについても、図書や見解書には付带的にも添付すべきである。</p> <p>(13) 金剛地区一部地域を計画エリアから除外した合理的な理由と将来像について、該当の住宅者や地権者らにはあらためての説明が必要である。同様に、駐車場エリアとして計画を公表しながらも突如キャンセルした地域の地権者らに誠意ある対応を行う</p>	<p>理由書に記載のとおり、今回の都市計画の変更は、住民および来訪者の憩い、レクリエーション、交流の場となる近隣公園として整備を行うことを目的として、そして、整備後は公園を「指定緊急避難場所」として、また公園内に整備する運動施設(体育館)を「指定避難所」に指定し、災害時には地域住民の避難所として活用することを目的とするものであり、決して県の事業を補完するための施設ではありません。</p> <p>計画エリア(案)及び計画エリア(案)において整備を予定している施設に係るこれまでの計画の説明等の主な経過は以下のとおりであり、適宜、住民・地権者の皆様からのご意見をいただき、また、質問等に回答してきましたし、都市計画の変更に関して必要な手続を行ってきました。</p> <table border="0"> <tr> <td>○令和3年4月18・20・24日</td> <td>計画概要説明会</td> <td>測量範囲の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和3年11月21・25日</td> <td>計画説明会</td> <td>計画エリア(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年7月</td> <td>8月号広報</td> <td>計画エリア(案)の縮小発表</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月3・23日</td> <td>事業計画説明会</td> <td>基本コンセプト(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年11月19日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>基本コンセプト(案)の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和4年12月3日</td> <td>町民討議会</td> <td>ワークショップ</td> </tr> <tr> <td>○令和5年2月1～15日</td> <td>パブリックコメント</td> <td>基本コンセプト(案)意見聴取</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月4日</td> <td>都市計画説明会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> <tr> <td>○令和5年3月11日</td> <td>協議会勉強会</td> <td>都市計画案の提示</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">*協議会：上青山地区防災拠点連絡協議会</p> <p>令和3年4月の計画概要説明会では、測量範囲のみを提示しており、同年11月の計画説明会において初めて計画エリア(案)を提示しました。計画説明会の場やそれ以降にいただいた要望書等において地域の皆様から「農地や代替地等を残してほしい」等の御要望をいただいたことや、駐車場が過大である等のご意見を踏まえて各施設の必要車両台数を再整理した上で、計画エリア(案)を縮小することとしました。</p> <p>地域公共交通の充実については、今後ご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p> <p>都市計画決定にあたり、自然環境・生活環境に係る言及は必須事項ではないため、都市計画として不備又は瑕疵がないものと考えています。</p> <p>生活道路の要望については、施設配置方針から愛知県防災公園等との一体利用が可能な施設とし利用者の安全性の観点から、エリア北側の町道は公園内の園路として活用することとしました。また、行止まりとなる町道については、迂回路となる町道を新たに整備して迂回できるようにする予定です。</p> <p>拡幅予定の県道や町道については、それぞれ歩道を整備され、これまでの道路に比べより安全に歩行が可能な道路となることや、公園内の園路など日々の散歩コースとして</p>	○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示	○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア(案)の提示	○令和4年7月	8月号広報	計画エリア(案)の縮小発表	○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト(案)の提示	○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト(案)の提示	○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ	○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト(案)意見聴取	○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示	○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示
○令和3年4月18・20・24日	計画概要説明会	測量範囲の提示																											
○令和3年11月21・25日	計画説明会	計画エリア(案)の提示																											
○令和4年7月	8月号広報	計画エリア(案)の縮小発表																											
○令和4年11月3・23日	事業計画説明会	基本コンセプト(案)の提示																											
○令和4年11月19日	協議会勉強会	基本コンセプト(案)の提示																											
○令和4年12月3日	町民討議会	ワークショップ																											
○令和5年2月1～15日	パブリックコメント	基本コンセプト(案)意見聴取																											
○令和5年3月4日	都市計画説明会	都市計画案の提示																											
○令和5年3月11日	協議会勉強会	都市計画案の提示																											

番号	意見書	都市計画決定権者の見解
	<p>必要がある。代替地等利用を推し進め地域の計画的な発展を図る上においては、町と県の責任ある対応が必要である。</p> <p>(14)計画により優良な農耕作地が大幅に一気に消滅してしまう事態に、農作物自給や地産地消や営農地・営農者保護などの視点に立った言及は全くみられないので、検討会などの一刻も早い対応が必要である。</p> <p>(15)「賑わい施設」への地域農産物の出品・販売が、必要不可欠なことは衆目の一致するところなので、これまで受け止めようともしてこなかった地域の提言を今からでも検討すべきである。</p>	<p>利用できるものと考えています。</p> <p>令和5年3月4日の都市計画説明会における資料は、計画エリア（案）の整備イメージをお示しするための資料であったことから、当該整備イメージを配布するA4サイズの資料において最大限大きく掲載した図面としたものです。</p> <p>町としても計画エリア（案）南西の交差点の形状をラウンドアバウト交差点とすることに関して要望をいたしました。交差点南側では影響しないことを前提として交差点の改善の必要があるとして県に要望書は提出しておりません。</p> <p>ラウンドアバウト交差点の詳細な設計については、現在愛知県と愛知県公安委員会で協議中であり、詳細な部分が決まりましたら、愛知県とともに説明を行う予定です。</p> <p>大雨等の豪雨災害に対する対策については、愛知県防災公園等の対策と同等の対策を講じてまいります。</p> <p>横断歩道等の計画については、現在検討中であるため、来場者の利便性、安全性に留意し、ご意見を踏まえて検討を進めてまいります。</p> <p>計画エリア（案）の縮小に伴い、計画エリア（案）から外れることとなったエリアの地権者の方に対しては、当該エリアを除外した旨と代替地候補地について愛知県と共に責任と誠意をもって対応を行っております。</p> <p>今回の事業によって土地を提供いただく地権者の方のうち営農を引き続き希望される方に対しては、代替地候補地の斡旋を行う等、誠意をもって対応してまいります。</p>
17	<p>理由書に関して</p> <p>(1)頻度が高い平常時使用・利用にあたって公園計画の概要が未だに示されておらず、理由書としては不十分である。</p> <p>(2)計画エリア変更後においても計画の検討会を設置することなく、地元住民や地権者らの意向把握と協議を積み上げることをも避け、住民参画の精神を蔑ろにするような事業体による理由書は、「住民らへのもの」ではない。</p> <p>(3)避難所と賑わい施設は、当初計画案に比し上青山地区区住民にとってのアクセスは最適な位置とは言えず、理由書としては不適である。</p> <p>(4)賑わい施設のあり方に地元地域の要望が全く活かされておらず、不適である。</p> <p>(5)公共交通の充実を一つの基本コンセプトの基本方向に挙げながら、理由書に具体的に触れられていない。隣接市町村のバス接続や乗り入れ、それに必要なバスロータリーの創設も言及しないのは、理由書としては十分ではない。</p> <p>(6)事業計画の基本コンセプトに大きな変更がないにもかかわらず、当初の計画からほぼ半減した駐車場スペースにも、妥当とする理由書は不可解で説明不足である。</p> <p>(7)本計画による経済的効果やその見通し、費用対効果、地域社会の生活向上、町の発展への寄与する度合い、公共の福祉の増進に資するとする理由や具体的展望などについての説明が不足していて、必要性の観点からは十分なものとは言えない。</p> <p>(8)本事業による公園整備により、「町民一人当たりの公園面積が10㎡以上」に近づけられる」ことを妥当性の理由とするのは、適切とは言えない。都市計画には、町の総合計画・マスタープラン・緑の計画等との整合性が必要であることから、県の防災公園整備をも見越し、予め諸方針を改定しておいた中で達成を叶える数値である。県下で</p>	<p>都市計画の案の理由書については、住民が都市計画決定され、又は変更される理由を十分に理解できるようにすることが必要であり、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましいとされています。また、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性について、できるだけわかりやすく説明すべきとされています。今回の理由書については、それらを適切に記載しているものと考えております。</p> <p>説明会の他、上青山地区防災拠点連絡協議会の勉強会等においても意見を賜り検討を行ったもので、適切な理由書であると考えております。</p> <p>計画エリア（案）において整備する予定の施設についての具体的な整備内容については引き続き、皆様のご意見を踏まえ検討を進めてまいります。</p> <p>都市計画決定にあたり、公共交通の充実に係る言及は必須事項ではないため、都市計画として不備又は瑕疵がないものと考えています。</p> <p>駐車場施設が過大である等のご意見を踏まえ、各施設の必要車両台数を再整理し施設計画を修正いたしました。</p> <p>本計画で整備する公園は、青山地区北部における避難所不足の状況の改善や住民及び来訪者の憩いと交流の拠点として町の公共の福祉の増進に資することから十分に必要性を説明しているものと考えます。</p>

番号	意見書	都市計画決定権者の見解
	<p>最小面積規模(以下の【参考】を参照)の本町が目標に近づく(超える)ことは、付加的な結果として捉えるものである。住民(特に子ども)の町の公園整備に求める優先順位は一人当たりの公園面積の増加ではなく、町内各地区にある街区公園の整備・充実であることは、それらの現況と日々の使用実態に目配りしているものの大方の認識である。</p> <p>【参考】※公園面積等は平成元年度(県資料) 豊山町の面積=6.18km²(70/70県下市町村)人口=約15,600人(65/70県下市町村) 町内の現在の都市公園等の面積=4.47ha(47151県下市町村) 町民一人当たりの都市公園等の面積=2.85m²(42/51県下市町村)</p> <p>※施設完成後の町内の都市公園等面積は→ 4.47ha+県の防災公園町分(約9ha)+今回の公園(臨空第2公園)2.9ha=約16.4ha 約16.4ha=164,000m²÷15,600=10.51m²←2.85m²(10/51)←(42/51) 現在の町民一人当たりの公園面積(2.85m²)は、約3.7倍の10.5m²にもなる。 (結果、県下42位151から、ベスト10入りするほどの面積を有することになる。)</p>	<p>総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画等の町民一人当たり公園面積については、豊山町都市公園条例第1条の2第2項の基準を踏まえて示した数値であり、これに近づくことは規模の妥当性の理由として瑕疵がないものとする。</p>
18	<p>都市計画変更の決定審議に関して</p> <p>(1)令和4年2月の第1回都市計画審議会における町からの同委員への説明は、見て不十分である。同時に質問すらでない委員会の態度も不十分である(議事録から)。また、議員選出の委員に課せられている役割と責任は大きく、このままで済ませてはならない。町は公正なる意見の見解書作成に努め、「結論ありき」の運営ではなく、必要な観点からの活発な議論を促すよう町幹事は努めなければならない。</p> <p>(2)都市計画審議会の開催予定は、事前公表することが求められているのに今回も行われていない。町への申し入れに、善処するとの回答をしておきながらの結果である。事前公表しないのは住民らの傍聴機会を遮ることになるので、この理由を求めたい。また、傍聴者なしでの審議会開催は、主催側にも審議会そのものにも緊張感を欠くことになり、活発で公正・透明なる審議・運営に支障が出かねない。一層の反省が求められている。</p> <p>(3)本計画は町にとって、都市計画決定をはかるうえで「特別な事項」でないはずがない。臨時委員を置くことは町長の裁量であるとし、すすんで置こうとしないのは、制定した町が自ら該当条例及び同条例設置の趣意を尊ぶことなく損なうものである。意見の開陳についても、先の県の事業審議の際のように同審議会会長の一層の英断が望まれる。</p> <p>(4)住民らからの意見に対し理由書は適切か、十分であるか、住民らの意向が反映されているか、地域の発展に適う総合的・一体的に検討・策定された計画か、見解書は公正さを欠いていないか、付議すべき関連事項はないかなど同審議会での審議にあたっての観点は幅広い。それだけに、時間的においても、「結論ありき」に立つ審議・運営が行われるはずもなく、委員諸氏による活発な発議に注視していかなければならない。</p> <p>(5)時間的な審議の必要やそれが予測される場合においては、審議を形骸化させないためにも予備審議の開催を活用するなど丁寧な対応が必要である。</p>	<p>令和5年2月に開催した第1回都市計画審議会は、都市計画変更の事務に係る事前情報提供であり、委員への説明は十分であると考えています。本意見の見解作成にあたっては、活発な議論を促すよう努めてまいりました。</p> <p>当該都市計画審議会を開催する旨については、豊山町公式ウェブサイト(附属機関等)の会議日程として公表させていただきました。今回の都市計画審議会についても前同様、公表させていただきました。前回の都市計画審議会同様傍聴の機会を提供します。</p> <p>臨時委員は、専門的な知識を有し、特別な事項の審議を行う際に任命するものであるため、地権者らを代表する方を臨時委員に任命いたしません。</p> <p>審議会の開催については、委員への丁寧な説明に努めてまいります。</p>